

阪神・淡路大震災についての

緊急基本提言

九州弁護士会連合会

平成7年2月22日

(阪神・淡路大震災についての)

緊急基本提言

九州弁護士会連合会

理事長 川口 春利

第 I はじめに

九州弁護士会連合会（以下「当連合会」という）は、平成3年6月以来継続する雲仙岳噴火災害について、その被災状況の調査等を実施し、平成4年10月24日、当連合会第45回定期総会において「雲仙普賢岳噴火災害の救済を求める決議」を行なった。

その後、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）が上記

当連合会決議を受けて日弁連司法制度調査会内に「災害対策基本法等に関する小委員会」を設置し、現在の災害対策システムの問題点を調査検討して、平成6年2月、「わが国の災害対策についての立法提言」（以下「日弁連立法提言」という）を取りまとめ、政府等各種関係機関に災害対策及び救済制度の再検討を促し、平成6年5月27日、第45回定期総会においては、「長期化大規模災害対策法等の立法措置を求める決議」を採択した。

更に、当連合会は、上記の日弁連立法提言の法律案化を目指し、平成6年4月、「災害対策法検討委員会」を設置して、現在までその詳細な調査検討を続けてきた。

今回の「阪神・淡路大震災」は、わが国の近代的な法制度が創られた明治時代以降の災害としては、関東大震災以来の未曾有の大規模災害である。また、現在の災害対策法制度の骨格が創られた戦後の災害としては最大規模のものであり、しかも、わが国が戦後初めて経験する大都市を直撃した地震による大規模災害である。

しかし、わが国は、戦後、「阪神・淡路大震災」規模の大災害を経験していないとは言え、これまでに数多くの地震・噴火・集中豪雨・台風等の様々の災害を経験してきている。今回

の「阪神・淡路大震災」は、大都市を襲い、かつ、戦後他に類を見ない大規模災害ではあるものの、これまでの様々の災害における災害対策及び被災者救済の措置を批判的に参考にすること、あるいは、積極的に取り入れることは有益であり、かつ、必要不可欠のものと言うことができる。

当連合会は、雲仙岳噴火災害を中心としながらも、北海道南西沖地震災害、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害等をも調査研究の対象とし、現行法制度で欠けている災害対策関連の法律案の策定に努力してきた。その中には、今回の「阪神・淡路大震災」の被災者の救済対策にも十分に参考とできるものが含まれており、これまでの調査検討の内容を前提に、政府等に対し、次の緊急の提言を行なうものである。

また、これまでに明らかにされた政府等の「阪神・淡路大震災」に対する行政施策の一部には、この緊急の提言の内容と同様のものが見られ、そのこと自体については評価できるものの、わが国の災害対策に関する抜本的な再検討がなされた訳ではない。わが国の災害対策についての抜本的な再検討がなされない限り、「阪神・淡路大震災」に関しても十分な被災者救済策が実施されない可能性があるため、当連合会は、政府等に対し、「阪神・淡路大震災」の被災者救済及び被災地域の復興と

平行して、わが国の災害対策システムの抜本的な再検討を促すべく、この緊急提言を『基本提言』とした。

第 II 提言の趣旨

提言の 1 兵庫県等において災害対策基金の創設を求める。

1. 政府は、災害による被害の迅速かつ適正な救済及びこれに付随する事業の円滑な実施のために、取崩し可能な準備金的「災害対策基金」を恒久的なものとして創設して（以下「基本基金」という）毎年度国からの財源を積み立てて大規模災害の備えとし、かつ、発生した大規模災害ごとに当該都道府県等の地方公共団体に被災者救済等のための災害対策基金（以下「地方基金」という）を個別に創設すべきである。そのために、基金創設措置法としての「災害対策基金法（仮称）」の立法化を検討すべきである。

2. 阪神・淡路大震災については、前記災害対策基金創設のための法制度の整備を待つことができる状況にはないので、兵庫県が政府に対して要望しているところの、雲仙岳噴火災害

の際に長崎県等が実施した次の施策（災害対策基金の創設）を早急に講じるべきである。

- (1) 政府は、兵庫県に対し、長崎県が創設した財団法人雲仙岳災害対策基金と同様の災害対策基金の創設を促し、資金の拠出など当該基金創設のための最大限の支援を実施すること
- (2) 政府は、兵庫県等と協力して、阪神・淡路大震災で災害を直接蒙った市町に対し、島原市及び深江町が創設した財団法人としての災害対策基金の創設を促し、資金の拠出など当該基金創設のための最大限の支援を実施すること
- (3) 政府は、兵庫県その他の地方公共団体に対し、(1)(2)で創設された災害対策基金に基づき、現行法制度で行なうことが困難な施策等について、当該基金による助成等により弾力的に救済策を実施するよう促すこと

提言の2 既存債務の支払を猶予し、右猶予期間中の金利を免除する等実質的に無利息化することを求める。

1. 政府は、大規模災害の災害区域内で生計を営む被災者及び中小の被災事業者（以下「被災者」と略す）に対し、被災前

から負担していた公的資金に係る借入金債務あるいはその他の債務について、債務返済が十分に可能となる一定の期間を明示して、その返済又は支払を猶予し、その猶予期間においては利息・遅延損害金を免除する等実質的な無利息化を実現できる法制度を創設すべきである。

2. 阪神・淡路大震災においては、前記法制度の創設を急ぎ、あるいは、特別立法によって、震災区域内で生計を営んできた被災者に対し、被災前から負担していた公的資金に係る借入金債務あるいはその他の債務について、債務返済が十分に可能となる一定の期間を明示して、その返済又は支払を猶予し（阪神・淡路大震災においてはその被災の状況からして少なくとも数年の期間が必要になるものと思われる）、その猶予期間においては利息・遅延損害金を免除する等実質的な無利息化を実現すべきである。なお、利息・遅延損害金の無利息化については、前記災害対策基金の施策として利子補給を行なう方法等も検討すべきである。

提言の3 災害対策資金の貸付にあたっては、激甚法を改正する等の方法を講じ、金利の無利息化を含めた貸付条件の徹底した緩和措置を求める。

1. 政府は、各種政府系金融機関等による災害対策資金の貸付について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）を改正し、阪神・淡路大震災の被災者及びその他の災害の被災者に対し、無利息貸付を含む貸付金利3%を下廻る災害対策資金の貸付を行なえる法制度を創設すべきである。
2. 政府は、前記災害対策資金の貸付に際しては、被災者の分割返済が可能となる時期を十分に検討し、返済猶予期間をある程度長期に設定して、少なくとも、返済猶予期間（据置期間）の金利の原則的無利息化をはかるべきである。なお、利息の無利息化については、前記災害対策基金の施策として利子補給を行なう方法等も検討すべきである
3. 政府は、前記災害対策資金の貸付に際しては、連帯保証人・担保物件等の提供義務を極力軽減すべきである。

提言の4 被災者が容易に経済的更生をはかれるようにするための被災者更生法（仮称）の創設及び破産法等の改正を求める。

政府は、阪神・淡路大震災における被災者及びその他の災害における被災者の経済的更生をはかるために、災害後の復興段階で被災者が債務の返済に努力したにも拘らず、その返済が困難となった場合には、現行の破産制度あるいは和議制度と異なり、「裁判所等が、迅速かつ簡便に被災者の債務の一部を免除し、かつ、免除後の残債務の返済条件等も決定できる」内容の「被災者更生法（仮称）」を早急に検討し立法化すべきである。

また、現行の破産制度等に関しても、被災者が迅速かつ簡便に経済的更生をはかれるように改正すべきである。

提言の5 地震等被害住宅補償共済法（仮称）の創設を求める。

政府は、わが国の損害保険会社が取扱う現行の物価値保険としての地震保険（各種家計保険に付帯した地震特約）制度とは別に、あるいは、それに代わるものとして、居住用建物及び家財道具を対象とした強制加入を前提とする生活再建支援のための「地震等被害住宅補償共済制度」を検討し立法化すべきである。

提言の6 阪神・淡路大震災の被災者に対し、雲仙岳噴火災害・北海道南西沖地震災害の被災者に対して実施されたのと同等の住宅再建・生活再建資金の助成を行なうことを求める。

阪神・淡路大震災については、提言の5の法制度の整備を待つことができる状況にないので、政府等は、提言の1で創設することを提案した地方公共団体の災害対策基金及び義援金あるいはその他の助成措置によって、被災者に対し、少なくとも雲仙岳噴火災害あるいは北海道南西沖地震災害で実施された助成等と同等の住宅再建資金あるいは生活再建資金の援助を行なうべきである。

提言の7 政府等公的機関が被災者の私権の制限・公共買収という内容を含んだ復興事業を遂行するにあたり、土地建物所有権その他の私的権利を買収する場合には、復興後の将来の価格上昇をも考慮した評価価格で買収するなど、被災者の生活再建のための私権の保護という観点も十分に考慮することを求める。

第III 提言の理由

1. 提言の1について

－ 兵庫県等における災害対策基金の創設 －

(1) 長崎県は、雲仙岳噴火災害の救済と復興のために、平成3年9月26日金300億円の基金財源をもって財団法人雲仙岳災害対策基金を設立した。その後、同年11月20日に義援金30億円を当該基金に組み入れ、更に、平成4年3月31日金270億円の基金財源が増額され、現在、合計金630億円の災害対策基金となるに至っている。前記の通り、右金630億円の災害対策基金のうち金30億円は雲仙普賢岳災害への国民の見舞金・義援金を運用財産として拠出しており、右金30億円の義援金を財源とする災害対策基金を義援金基金と称し、この部分に関してのみ取崩し可能な基金となっている。

また、これとは別に、島原市は金30億円の義援金ををもって財団法人島原市義援金基金を、深江町は金18億円の義援金ををもって財団法人深江町災害対策基金を各々創設した。

(2) 長崎県は、雲仙岳災害対策基金による基金事業の基本的な立場を『基金では（損失）補償ではなく、災害対策、被災者

の救済という観点から住民等の自立復興を支援するものである』としている。しかし、一方で、当該基金事業で『形を変えた補填事業を実施する。行政を一步踏み出す事業を行う。』等と説明し、この『形を変えた補填事業』として「災害による損失の補填的事業」あるいは「警戒区域等設定に伴う不利益に着目した事業」等が実施され、被災者に対し各種の助成措置が講じられている。

これまで、わが国においては、災害時における被災者の復興は「自力復興・自助努力（自力救済）が原則である」とされてきた。「国等の行政は、被災者の将来に向けての自力復興・自助努力の支援をすることしかできず、それを越える『過去の損失に対する補償・補填』はできない」とされてきたのである。しかし、長期化した（現在でも災害は継続している）大規模災害である雲仙岳噴火災害では、基金事業によって実質的には損失の補償と考えざるを得ない助成措置を余儀なくされた。災害地域の復興は、被災者の生活再建を抜きにして考えられず、被災者が生活再建できないような地域復興などは考えられないのであるから、政府の協力を得て長崎県等が実施した災害対策基金による助成事業は極めて当を得た施策だったといえることができる。

(3) ところが、以上のような災害対策基金による事業は、法律に裏付けられた制度ではなく、言わば、雲仙岳噴火災害の被災者を救済するための特別の措置であり、いわば窮余の一策である。大規模災害時において、被災者に生活再建を遂げさせるためには、途方もない資金を要する。しかし、被災地の復興に必要なものは如何に莫大な資金であっても必要なのであり、わが国には「そのような事態に備える」という思想が殆ど存在しなかった。長崎県等の災害対策基金の創設も、普段からの「備え」として蓄えられた資金に基づいて実施されたものではないのであり、しかも、阪神・淡路大震災に際し、政府等が同様の措置をとる法制度的な義務もないのである。

しかし、兵庫県南部地域の震災からの復興は、雲仙岳噴火災害と同様、被災者の十分な生活再建を前提にしなければならず、そのためには、雲仙岳噴火災害同様に当該被災地の地方公共団体における災害対策基金の創設が不可欠ということにならざるを得ないのである。即ち、被災者に対し、居住用建物再建のための資金供与（助成）、災害対策資金貸付への利子補給等を実施しなければ、とても被災者の生活再建など不可能である、といえることができる。

また、阪神・淡路大震災においては、兵庫県が政府に対し3000億円の災害対策基金創設の要望を行ない、政府も前向きな姿勢を示してはいるが、当該震災の被害規模からして、右程度の災害対策基金で、かつ、果実の運用しかできないものであるとすれば、その限界は明らかである。

(4) 『わが国の災害対策法制度は、将来の災害に対する災害対策費の普段からの備蓄を怠ってきたことにより、阪神・淡路大震災において、その制度的な破綻をきたしてしまった』と言っても過言ではない。

政府は、緊急に、災害対策費の普段からの積立を前提とした、取崩し可能な準備金的災害対策基金（基本基金）を創設し、大規模災害発生に際しては、備蓄した当該基本基金を原資として、当該地方公共団体に被災者救済のための災害対策基金（地方基金）を創設できるよう法制度を整備すべきである。

また、阪神・淡路大震災については、このような備蓄した災害対策基金が存在しないのであるから、その他の方法により財源を確保し、現行法制度では不可能とされる救済策をも講じることができ、かつ、十分な規模の（長崎県等で設立された雲仙岳災害対策基金同様の）災害対策基金を、兵庫県

等の地方公共団体に早急に創設すべきである。

2. 提言の2について

－ 既存債務の支払猶予と猶予期間の無利息化 －

(1) 雲仙岳噴火災害における被災者（特に中小の事業者）は、既存の借入金など「被災前からの債務（既存債務）」と「災害後借り入れた災害対策資金」等の多額の債務のために『借金漬』の状態にある。未だ終息の気配もない噴火活動の継続する中で、その返済に四苦八苦の状態が続いている。

特に、平静な状態で借り入れた被災前からの借入金債務の利率は被災者にとって極めて高率であり、被災者の事業継続及び事業再建あるいは被災者の生活再建の手枷足枷となっている。

(2) しかし、わが国政府は、『被災者の生活再建は自力復興・自助努力』という原則を一切崩そうとせず、雲仙岳噴火災害の場合でも、わずか政府系金融機関に対して「既存の借入金の（事実上の）返済猶予」の指導を行ない、一部金融機関において元金支払を半年から2年間猶予する措置を決定したに過ぎない。しかしながら、その猶予期間も短く、同期間中の金利は従前通り発生し続けるため効果的な援助にはなってい

ない。また、民間金融機関等に対する債務については、各債権者の個別の判断に委ねられているのが実情である。そのためか、雲仙岳噴火災害の被災者の中には、返済猶予を受けることができるにも拘らず、将来の大きな負担を慮って従前通りの返済を続けているという者も少なくない（なお、雲仙岳噴火災害で実施された被災前から存在する借入金の利子助成は、わずか、被災農業者に対して行なわれた「被災農家営農資金償還円滑化事業」のみであった）。

(3) 阪神・淡路大震災においては、その被災者及び被災事業者も膨大な数にのぼり、雲仙岳噴火災害の被災状況とその趣を異にしている。そして、政府等行政がその事態收拾の方法を誤れば、早い時期に生活破綻あるいは倒産を余儀なくされる被災者も多くなるものと思われる。

阪神・淡路大震災で予想される悲惨な実態にかんがみれば、これまでのわが国の行政原則を大きく一歩踏み出す必要があることは明らかであり、政府は、被災者の既存の借入金等の債務を、その返済が可能となる一定の時期まで棚上げし（返済猶予し）、その期間は利息・損害金を発生させない（免除等の措置をとる）、という対応を行なうべきである。

(4) このように、政府は、阪神・淡路大震災の被災者のみを念頭に置くのではなく、将来予想される災害での被災者救済のために、以上の措置を可能とする法制度を整備すべきであるが、いずれにしても、阪神・淡路大震災に対する対処としては、この点が緊急の問題であり、特別立法による措置あるいは前記災害対策基金創設による助成措置等を十分に活用して、被災者の既存債務に対する利子補給ないしは免除措置を行なっていくべきである。

3. 提言の3について

－ 災害対策資金の貸付条件の緩和 －

(1) 前述の通り、わが国は、自然災害による個人被害については自力救済（自力復興・自助努力）を原則としている。したがって、災害によって住居または事業施設を失ったり、農作物に壊滅的打撃を受けたとしても、国や地方公共団体がこれを補償する制度はない、とされてきた（しかし、実際には、雲仙岳噴火災害等で実質的な補償がなされていることは前記の通りである）。そして、国や地方公共団体が被災者の自助による自立を支援する仕組みとして用意している主な法制度としては「低利の特別融資制度（災害対策資金の貸付）」だ

けである。結局、被災者は、個人であろうが事業者であろうが、これらの特別融資制度を利用することによって再建をはかるしかないのである。

具体的には、一般被災者を対象とした災害援護資金の貸付、農林漁業者に対する災害対策資金等貸付、中小企業者に対する災害対策資金等貸付、住宅金融公庫法に基づく災害復興住宅資金の貸付など、対象者別あるいは用途別に制度化され、かつ、貸出金利は一般の借入金よりも低利になっている。そして、このような低利の災害対策資金の貸付は、更に、激甚法によって貸出金利を3%までに引き下げることができることとなっている。

(2) 雲仙岳噴火災害においても、政府によって激甚法に準ずる措置がとられ、かなりの被災者が災害対策資金を借り入れた。未だ終息しない噴火活動の続く中で、島原市と深江町の被災者（及び被災事業者）は、日弁連立法提言が公にされた平成6年2月頃までに合計金 238億円を借り受けているが（うち、約 200億円が被災事業者への災害対策資金の貸付である）、この金額の凄じさは、災害前平成2年度の島原市及び深江町の年間予算の約2倍となっていることから十分に想像できるところである（平成2年度の島原市の予算は89億

円〔最終的には110 億円〕となっており、同年度の深江町の予算は20億円〔最終的には24億円〕となっている）。

しかし、それでも、雲仙岳噴火災害では、次のような問題が発生した。

- ① 災害が長期化する中で、事業再開の環境が十分でない状態での借入れのために、激甚法で定める最低利率であっても負担が大きく、激甚法の3%を下回る無利息に近い被災者支援が要求されたこと
- ② 災害対策資金融資には返済の据置期間も設けられてはいるが、半年や1年程度では事実上返済開始ができない被災者が多かったこと、また、据置期間については無利息にせざるを得ない被災者及び被災事業者が多く存在したこと
- ③ 噴火災害及び警戒区域等の設定のために、金融機関に提供する不動産の担保価値が下がり、通常の評価に基づく担保物件の提供は不可能な事例が続出したこと
- ④ 災害対策資金の借入れの際の連帯保証人に関しても、連帯保証を頼むべき者がいずれも被災者であり、被災者同士での相互連帯保証、あるいは、担保価値の乏しい家族による連帯保証しか提供できない例が多く、そのため、災害対策資金の借入れを受けることができないケースも続出し

たこと

(3) 以上のような状況において、長崎県等は、災害対策基金の施策の一つとして、各種災害対策資金貸付の金利の一定期間の無利息化をはかった。即ち、本来激甚法によれば3%までの低利融資しかできないにも拘らず、被災者の被災の状況によって、ある一定期間（3年～5年間）、実質的に無利息あるいは3%を下回る利率になるまで、その差額の利息分を基金により助成したのである。

災害の被災実態によっては、激甚法で定める3%の利率自体も被災者の生活再建あるいは事業者の事業再建に役に立たない場合があるのであり、政府は、阪神・淡路大震災を契機として激甚法を改正し、貸付金利3%の下限の規制を撤廃し、被害の程度に応じ超低利あるいは無利息で災害対策資金の貸付を行なえるようにすべきである。

(4) また、雲仙岳噴火災害においては、災害対策資金貸付の据置期間が半年あるいは1年などとされ、その期間の満了時に被災者の事業状況等を勘案し据置期間を延長するかどうか判断し、延長を必要とする被災者に対しては延長措置を講じるというものであった。そのために、災害が継続し事業が未だ軌道に乗っていない状態で、災害対策資金の返済を余儀なく

され、結局経営的に行き詰まってしまった被災者もいる。このような細切れ的な据置期間の延長は、被災者の再建の目処を計るに困難を強いることとなり、島原市及び深江町の災害対策資金を借り受けた事業者の中には、返済がいつ始まるか判断のつかないものであればかえって厄介なものとなるとして、据置期間の延長が受けられるにも拘らず返済を開始した者も多い。

つまり、災害時の被災者の自力復興のための借入資金は、ある程度余裕を持った据置期間を付与し、かつ、その据置期間においては金利を原則的に無利息にしないことには十分な活用ができない状況にあるばかりか、被災者が闇雲に災害対策資金を借り受けると、取り返しのつかない『借金潰の危険』があるのである。

(5) したがって、政府は、災害対策資金の貸付に際しては、被災者の分割返済が十分に可能となる時期を勘案して、ある程度返済猶予期間（据置期間）を長期に設定し、更に、その猶予期間の金利は原則的に無利息化できる法制度の整備をはかるべきであり、かつ、連帯保証人・担保物件等の提供義務を軽減できる制度的な法整備をはかるべきである。

阪神・淡路大震災において、政府及び兵庫県等は、特別な

措置により当該施策に近い救済策を実施する旨表明しているが、これまで表明されている程度の施策では充分とは言い難く、更に充実した内容としなければ経済的に破綻してしまう被災者及び被災事業者が多発することは明らかである。

4. 提言の4について

－ 被災者更生法の創設 －

(1) 雲仙岳噴火災害は、噴火から4年を経ても未だ終息の気配はなく災害自体が長期化し、低利の災害対策資金を借り受けて事業を再開し継続していた被災者の中には、被災前からの債務及び災害後借り入れた災害対策資金等の金利負担あるいは毎月の返済額に耐えられず、倒産の憂き目にあっている者もいる。これらの被災者も、雲仙岳噴火災害がなければ、何ら問題なく事業を営み、あるいは、平穏な生活を続けることができた人達なのである。

国や地方公共団体の「低利の特別融資制度」を中心とした現行の被災者救済制度の限界がここに現れている、ということもできる。自然災害という自己責任の範疇外の突然の出来事により被災者が倒産するということを、『仕方の無いことと考える』のか、それとも、『それでも尚倒産しないように

何らかの手立てを考えなければならない』とするかは、価値観の違いという面もあるのかもしれない。

しかし、わが国において、被災者へ直接かつ無償で金銭を供与する制度（自然災害による損失の補償制度）が実現できていない以上、被災者及び被災事業者の復興に向けた努力を支援する方法として、現行の破産手続等の法的整理の制度とは別の、「迅速かつ簡便に被災者の経済的更生をはかれる新たな制度」を検討することは、十分に意味があるものと思われる。

(2) 以上のような観点から考えれば、被災者が災害後復興のために災害対策資金その他の融資を受ける等して再建をはかってきたにも拘らず、返済等が困難となってきた場合には、『当該被災者の申立てにより、裁判所が、被災者の返済能力及び経済的更生の可能性等を勘案して、債権者の意見は聴取するものの最終的には裁判所の判断のもとに、被災者の債務の一部を免除し、かつ、その残債務の返済条件等を強制的に決定することができる』ような新たな制度（被災者更生法）を検討すべきである。

また、現行の破産法についても、債権者からの破産申立については、災害を原因とする支払停止、支払不能、債務超過

に関しては一定期間破産宣告を猶予することができ、一方、被災者である債務者からの自己破産の申立については、破産予納金の国庫支弁制度の活用を前提として、適正迅速な破産手続が可能となり、かつ、破産宣告後も破産者の融資及び銀行取引が可能となる法改正などを検討すべきである。

5. 提言の5について

－ 地震等被害住宅補償共済法（仮称）の創設 －

(1) 保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及をはかり、もって地震若しくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」と略す）による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする法律として、昭和41年に制定された地震保険法がある。現行の地震保険制度はこの法律に基づいて成立し、保険会社の地震保険が商品化されている。

この地震保険は、① 個人の住宅建物及び家財道具のみを対象とした地震保険であり、② 政府が保険会社の当該保険を再保険することによって成立する家計保険である。更に、当該保険は、③ 単独で引き受けることが認められておらず、すべての家計火災保険に原則自動付帯される保険であ

り（契約者が地震保険を付帯しない旨の意思表示を行なわない場合には自動的に付帯される）、④ 保険金額は保険約款に特に規定はなく、地震保険法により主約款（火災保険約款等）の保険金額の30%ないし50%に相当する金額と定められているにすぎない（但し、建物については1000万円、家財については500万円を限度としている）。そして、⑤ 1回の地震等により支払う政府及び保険会社の負担限度額（保険金総支払額）を毎年一定の金額に定めておき（現在1兆8000億円）、支払うべき保険金総額がこの一定の金額を超えるときは、個々の被災者の保険金を超過した割合に応じて削減する、とされている。

(2) しかし、この地震保険に重大な問題点が存在することは、当該地震保険の極めて低い普及率（加入率）が如実に物語っている。即ち、平成5年北海道南西沖地震が発生した時点での普及率は全国平均が7%であり、最も普及率の高い東京都でも16.3%にすぎず、阪神・淡路大震災発生時点でもその普及率には殆ど変化がなく、兵庫県にいたっては約3%の普及率しかなかった。

その原因は、一言で言うと『消費者にとって保険としての商品的魅力に欠けている』という点にある。即ち、地震保険

は、① 保険金額が一般の火災保険等に比べると極めて低額に制限され（火災保険金額の30%～50%）、しかも、② 政府の再保険金額を超えるような大規模な地震被害に見舞われた場合にはその低額の保険金額さえもし払われない可能性があるにも拘らず、一方では逆に、③ 保険料金額が火災保険だけに加入する場合に比べ極めて割高になっている、からである。

(3) このような地震保険において指摘せざるを得ない重大な問題点（地震保険の欠陥）は、いわば『現在の地震保険に宿命的なもの』である。つまり、現行の地震保険は、地震保険を物価値保険的に構成し、しかも、地震保険を「任意加入」の保険としている以上、次のような地震保険の重大な問題点を拭い去ることができないのである。

第1に、地震等による損害は、保険制度の技術的基礎となる大数の法則に基づく客観的確率（リスク）の計算が困難である、という点である。つまり、1回の巨大地震による損害によって、わが国の損害保険事業の担保能力を遥かに超えてしまうことが有り得ること（そのために現行の地震保険では保険金額を低額に抑えている）、地震の発生自体が殆ど予知不能であり地震等発生確率が把握できないこと、同一規模

の地震等でも自然条件並びに社会条件によって損害額が左右されること等から、リスク計算ができず付保可能性がないのではないかとの疑問があるからである。第2に、地震等発生頻度の地域的偏りが見られ、かつ、一旦地震等が発生すると一定地域に一定期間地震等発生集中傾向があり、地域的・時間的「逆選択」の恐れが強いことである。つまり、地震発生可能性の高いとされる東海・関東地方では加入率が高くなったり、あるいは、阪神・淡路大震災後の関西地方の加入率は一時的に高くなったりする可能性があるが、その他の地域の加入率は依然として低いままになってしまうのである。このような状況で、加入率の高い大都市に大規模な地震が発生すると、保険会社の支払能力を遥かに超えてしまうことも十分に考えられるのである。そのために、政府は、地震保険法において支払限度総額（1兆8000億円）を定めるが、これは逆に保険金額の低額化を招くこととなる。

(4) 以上の地震保険に関する問題は、いわば『悪循環』の繰り返しを誘発する。即ち、地震保険としての商品的魅力を高めるために保険金額を高くするためには、保険料もそれに比例して高くしなければならず、かつ、支払限度総額も高くしなければならぬ。一方、地震保険を保険会社の営業努力によ

り普及率が高くなればなるほど、地震等のリスクの高い地域の普及率のみが高くなる可能性が強い。この悪循環の原因は、現行の地震保険が任意加入制度となっている点にあることは明らかであり、この悪循環を断ち切る方法は「強制加入化」しかない、とすることができる。つまり、「わが国は、地震保険あるいは地震保険に代わる地震共済制度を『強制加入』という形で実現しなければ、この問題に関して解決を見ることはできない」とすることができる。

大蔵省と損害保険業界は、阪神・淡路大震災を契機として、地震保険の保険金の支払限度額を引き上げるとともに、住宅総合火災保険に限り地震特約を強制付帯させることを検討しているとのことであるが、そもそも住宅総合火災保険自体が住宅所有者に契約を強制されていないばかりか、住宅火災保険等には契約者の選択の余地を残すなど十分なものとはなっていない。

そこで、当連合会は、現行の地震保険制度と併用できる制度として、あるいは、それに代わるものとして、次のような内容の地震等被害住宅補償共済制度（仮称－以下「当該共済制度」という）を検討しており（別添の「地震等被害住宅補償共済法（案）」参照）、政府も、このような共済制度の検

討を行うべきである。

- ① 当該共済制度を建物再建等を中心とする生活再建支援共済とし、わが国の居住用建物の所有者等全員が強制的に加入しなければならない制度とする。
- ② 強制加入制度を手続面から可能とするために、建物登記簿または建物補充課税台帳に登録または登録された居住用建物を共済の対象とし、共済掛金の徴収に際しては市町村長の固定資産税の徴収手続を利用する。
- ③ 共済給付金の額は一律の金額とし（別添の法律案では、現行の地震保険と併用することを前提としているので、建物全壊で1200万円、生活用動産の喪失で最高400万円としているが、民間の地震保険を廃止して当該地震共済に一本化するのであればこの金額を高くしなければならない）、物の価値の地震損害を補償するというのではなく、被災者の将来の生活再建のための支援という性質をもたせる。
- ④ 共済給付金の額を一律にすることから、共済掛金も原則として一律にすることになるが、地震等発生リスクには地域性があるので、地震等発生リスクの高い所では共済掛金を高く、リスクの低い所では安くする「共済掛金のランク化」をはかるものとする。

6. 提言の6について

－ 阪神・淡路大震災における住宅・生活再建助成等 －

(1) 今回の阪神・淡路大震災においては、凄じい数の住宅が倒壊し、そして、焼失した。それにも拘らず、阪神・淡路地区における地震保険加入率は約3%にすぎないのであり、しかも、わが国は、自然災害による物的損害については国は補償できない、という建前をとっている。即ち、阪神・淡路大震災の被災者の居住用建物の再建は全く見込みが立たない状況にあると言って過言ではない。

(2) しかし、一方、雲仙岳噴火災害あるいは北海道南西沖地震災害では、地震保険の欠陥を補うために（右被災地でも地震保険の加入率が極めて低く、住宅再建のための何らかの行政的な助成等が必要だったために）、次のような義援金の配分または災害対策基金等による建物再建費用等についての助成が行なわれた。

① 島原市

ア	住宅再建助成（全壊）	金 550万円
イ	全壊世帯への義援金配分	金 450万円
ウ	全壊世帯への家財道具購入助成	金 150万円

エ 仮設住宅転出費 金 5万円

オ 地震保険等の対象にならなかった

家屋焼失被災者 上限金 300万円

カ 集団移転事業等による宅地購入

及び建物建設借入金利子助成 上限金 563万円

② 奥尻町

ア 住宅再建助成（全壊） 金 700万円

イ 全壊世帯への義援金配分 金 400万円

ウ 全壊世帯への家財道具購入助成 金 150万円

エ 住宅建築に伴う土地購入費助成 上限金 100万円

オ 仮設住宅転出費 金 30万円

カ 住宅解体費助成 上限金 30万円

(3) 以上の通り、雲仙岳噴火災害や北海道南西沖地震災害（奥尻町）では、建物再建あるいは生活再建のための行政的支援措置が金1000万円を優に超える金額で実施されているのである。しかし、阪神・淡路大震災における義援金は、これらの災害に比してその総額は遥かに凌ぐものとなるにしても、被害金額の総額の比率から、阪神・淡路大震災の被災者一人当たり配分される義援金は極めて低いものとならざるを得ない。

わが国の行政が国民に対して公正公平を旨としていることからすれば、雲仙岳噴火災害及び北海道南西沖地震災害の被災者と阪神・淡路大震災の被災者とを公平に取り扱うべきであり、政府は、阪神・淡路大震災に寄せられた義援金の配分とは別に、兵庫県等に創設すべき災害対策基金による助成措置あるいはその他の国の助成等によって、少なくとも雲仙岳噴火災害及び北海道南西沖地震災害で実施された助成措置に見合う住宅再建資金及び生活再建資金の援助を行なうべきである。

(4) その財源については、国民の互助の精神に基づく新たな方法を検討する必要があるが、そのためにも、提言の5で指摘した地震等被害住宅補償共済制度の早急な実現が必要と思われる。即ち、国民の互助精神を前提とした当該共済制度を実現すれば、その共済会計は近い将来数兆円規模になることが考えられ、当該共済会計の準備金を引き当てにし、特別の措置として、阪神・淡路大震災のための前記必要財源を前倒的に捻出することも可能と思われるからである。

7. 提言の7について

－ 復興事業における私権の公共買収等と私権の保護 －

(1) 雲仙岳噴火災害においては、国の示したスーパー砂防ダム及び導流堤構想を中心として、被災地の復興事業が進められている。復興事業が行なわれる過程での私権の制限あるいは公共買収等は、防災的見地等からして、ある程度やむを得ない面も強い。しかし、反面、私権の制限等が被災者の自力復興の阻害要因となることもあり、私権を制限あるいは私権を公的に買収する場合には、その公共性の強弱とともに被災者の生活再建のための私権の保護という側面にも配慮した措置をとる必要がある。

即ち、迅速を至上命令とする災害復興事業の推進に際しては、推進の担い手である行政側が「私権の保護が単に被災者保護という目的のためだけにあるのではなく、行政が推進する復興事業を円滑かつ迅速に進める上でも重要なポイントとなる」という点を十分に認識しておく必要がある。

(2) 雲仙岳噴火災害の復興事業においては、防災施設の円滑かつ迅速な推進のために、あるいは、被災者の自力復興のための資金的支援となるように、防災施設建設予定地の公共買収が異例に高い不動産評価によってなされた、と言われている。

公共買収の対象者である被災者は、行政に対し、「被災前

の価格による買収」を求めた。これに対し、行政側は、当該被災者らの希望をある程度容れて、（マスコミ報道等の表現を借りれば）「被災前の価格の約7割での買収」を行なった、とされている。防災施設の建設される被災地は、火砕流または土石流によって被害を蒙った被災現状評価では殆ど価値のない地域であり、公共買収の現価買収主義に基づけば、とても、このような高い評価での買収はできなかったのではないか、と思われる。

しかし、このような公共買収が買収対象の被災者のゴネ得を許した不当なものである、という批判は当たらない。大規模災害に襲われた被災者は、災害により建物等殆どの資産を奪われ、被災を受けた土地のみしか残っていない（しかも、被災前からの債務だけはしっかりと残っている）。しかも、彼らは、自力復興のための資金を何とか捻出しなければ破産するしかない状態に置かれている。また、他方、行政側は、「早急に防災施設を建設し災害の拡大を防がなければならない」という責任ある立場に置かれている。このような状態において、行政側は、被災者の自力復興の支援と防災施設の円滑かつ迅速な推進という二つの目的を同時に達成するために、前記の通りの異例の買収価格での公共買収を実施したの

である。

即ち、雲仙岳噴火災害において、「行政は被災前の価格の約7割で公共買収を行なった」というのは正確な表現ではないにしても、少なくとも、『当該被災地の価格は将来防災施設が完備した際にそれなりの値上がりが見込まれる』という点を考慮し、将来の価格上昇分をも加味した買収価格の上積みをはかったものと思われる。

(3) 阪神大震災の災害後の復興事業においても、以上のような発想は十分に考慮するに値する。

政府が適用を予定しているという罹災都市借地借家臨時処理法をもって、震災地の借地借家に関する権利関係の混乱を避け、借地権及び借家権の保護をはかって被災者の自力復興の支援とすることは、並々ならぬ政府の意気込みを感じさせ評価に値するものである。しかし、当該震災地の復興事業においては、更に、被災者らの私権の公共買収が不可欠となるものと思われる。しかし、私権の公共買収を余儀なくされる被災者は、その私権を重要な元手にして生活再建等の自力復興をはからざるを得ないのであり、そのためには、買収等の対象となる私権の復興後の価値の上昇等も買収価格に反映させるべきであり、また、そうでないと、公共買収から逃れら

れ残った私権を基に自力復興をはかれる被災者との不平等が生ずることとなる。

(4) 更に、復興事業の過程において公共買収等が実施されると、その対象者の住居の移転の問題を解決せざるを得なくなる。この問題の解決なくして、復興事業の迅速かつ円滑な推進は期待できない。

そのために、政府等行政は、復興事業によって住居の移転を余儀なくされる被災者に対し、移転先住居の斡旋は勿論のこと、移転先宅地の斡旋及び購入等についての支援、更には、移転先建物の建築に関する支援措置を充分に行なわなければならない。

第IV 最後に

わが国では戦後各種の災害が頻繁に発生し、現行の災害対策法システムの抜本的再検討が度々促されてきたにも拘らず、政府は彌縫策に終始し、何らの抜本的制度改正も行わなかった。また、東海地震等という大規模災害を想定しながら、大規模災害発生時の救済復興資金の備蓄をも怠ってきた。今回の阪神・

淡路大震災における被害総額は10兆円を超える勢いであるが、このような膨大な被害額に対する災害対策費用を一朝一夕に捻出しよう等という政府の対応は、如何に、『普段からの備え』という意識に欠けていたかを証明するものである。

阪神・淡路大震災に遭遇するまでの戦後の各種の災害は、日本を人間の身体に例えるならば、手足の末端部毛細血管での閉塞にすぎなかった。しかし、阪神大震災はまさに心臓部に近い大動脈部分での閉塞であり、今後の政府の対応はわが国の帰趨に関わるものと言わざるを得ない。しかるに、これまで、政府が末端部毛細血管の閉塞としての地方の災害を、大都市での災害に置き換えて、災害対策システムの再検討をしておこなったために、阪神・淡路大震災では初動期において著しい混乱をきたした。このままでは、更に、阪神・淡路地区の災害復興及び被災者救済の面でも混乱を続けるものと思われる。

わが国は、もうこれ以上、同じ過ちを犯してはならない。今回の悲劇的な阪神・淡路大震災を契機として、わが国の災害対策システム（被災者救済システム）を自助努力を原則とするものから国民の互助を前提とするものに変革する等抜本的に再検討し、『大規模災害に対する普段からの備え』という理念のもとに、『国民の相互扶助の精神』に基づく新しい災害対策法制

度を創設しなければならない。そして、その一方で、阪神・淡路大震災における膨大な被災者を、この新しい理念のもとに早期に救済しなければならない。

以上

地震等被害住宅補償共済法

(目的)

第一条 この法律は、地震等被害住宅補償共済事業を実施することにより、地震・噴火・津波（以下「地震等」という。）によって居住の用に供する建物（以下「居住用建物」という。）又は生活の用に供する動産（以下「生活用動産」という。）を喪失又は半喪失した被災者に共済給付を行ない、もって地震等による被災者の建物再築等生活再建を支援し生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地震等による被害」とは、地震等を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による被害をいう。

2 この法律において「居住用建物」とは、建物登記簿若しくは建物補充課税台帳に登記又は登録された建物で、不動産登記法（明治三十二年二月二十四日法律第二十四号）第

九十一条に基づき居住用として登記され、又は、地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）第三百八十一条第四項に基づき居住用として登録されたものをいう（但し、一つの建物につき二種類以上の表示登記又は表示登録がある場合には、その一つに居住用としての記載がある場合を含む。）。

3 この法律において「生活用動産」とは、前項の居住用建物に備え置かれた居住者の生活の用に供する動産をいう。

4 この法律において「喪失」とは、地震等による被害によって、居住用建物又は生活用動産を焼失、損壊、埋没又は流失させ、もって合計損害割合が五十%以上の場合をい

5 この法律において「半喪失」とは、地震等による被害によって、居住用建物又は生活用動産を焼失、損壊、埋没、又は流失させ、もって合計損害割合が二十%以上五十%未満の場合をいう。

6 この法律において「被災者」とは、地震等による被害によって、居住用建物又は生活用動産を喪失あるいは半喪失させた自然人又は法人をいう。

(諮問)

第三条 政府は、この法律で定める事業の運営に関して、その大綱につき、あらかじめ、政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(管掌)

第四条 地震等被害住宅補償共済は、政府がこれを管掌する。

(共済契約の締結強制)

第五条 居住用建物の建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下同様とする。）として登記又は登録されている者（以下「建物所有名義人」という。）は、この法律に基づき地震等住宅補償共済契約を締結しなければならない。但し、建物所有名義人が国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、その他国あるいは地方公共団体の公団、公社である場合にはこの限りではない。

2 前項の建物所有名義人が国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団、その他国あるいは地方公共団体の公団、公社である場合には、当該建物に居住する世帯の世帯主（住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）第七条第四号に基づき住民票に記載された世帯主に限る。以下同じ。）は、この法律に基づき地震等被害住宅補償共済契約を締結しなければならない。

（共済関係の成立及び消滅）

第六条 この法律に基づく地震等被害住宅補償共済の共済関係（以下「共済関係」という。）は、建物を新築し、かつ、居住用建物として不動産登記法第九十一条及び第九十三条に基づいて建物登記簿に登録された日又は地方税法第三百八十一条第四項に基づいて家屋補充課税台帳に登録された日に建物所有名義人との間で成立する。

2 この法律の施行前に既に建築された居住用建物に係る共済関係は、この法律が施行された日に建物所有名義人との間で成立する。

3 前二項の居住用建物の所有権を承継取得した場合の当該建物の承継取得者の共済関係は、建物登記簿にその旨の登記がなされた日又は家屋補充課税台帳にその旨の登録がな

された日に成立し、承継前の建物所有名義人の居住用建物に係る共済関係は、右登記又は登録の日に消滅する。

4 居住用建物に係る共済関係は、当該建物が地震等による被害以外の事由によって滅失した日に消滅する。

5 前条第二項の共済関係は、同項に定める建物の居住者が当該建物に入居した日に成立し、当該建物から退去した日に消滅する。

(共済金給付)

第七条 この法律による共済給付は、次に掲げる共済給付とする。

一 被災者が地震等により居住用建物を喪失又は半喪失した場合の共済給付

二 被災者が地震等により生活用動産を喪失又は半喪失させた場合の共済給付

2 共済関係が成立した居住用建物であっても、地震等による被害が発生した時点において、当該建物が居住用として現に使用されていないものについては、前項第二号の共済給付は行なわない。

3 被災者が保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項若しくは外国保険事業

者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者又は他の法律に基づき火災に係る共済事業を行なう法人で大蔵大臣の指定する者（以下「保険会社等」という。）との間で締結された損害保険契約（火災に係る共済契約を含む。以下同じ。）により、同一の地震等による被害に関し、地震保険に関する法律（昭和四十一年五月十八日法律第七十三号）に基づく保険金又は共済金の給付を受けた場合にも、第一項の共済給付を行なうものとする。

4 この法律により第一項の共済給付がなされた場合には、保険会社等は、同一の地震等による被害に関する第三項の損害保険契約に基づく保険金又は共済金の給付を行なわなければならぬ。

（給付額）

第八条 前条第一項第一号の共済給付の額は、次に掲げる通りとする。

- 一 喪失の場合
金 一、二〇〇万円
 - 二 半喪失の場合
金 六〇〇万円
- 2 前条第一項第二号の共済給付の額は、次に掲げる通りとする。

一 喪失の場合

世帯数五名以上の場合

金 四〇〇万円

世帯数三名以上五名未満の場合

金 三〇〇万円

世帯数三名未満の場合

金 二〇〇万円

二 半喪失の場合

世帯数五名以上の場合

金 二〇〇万円

世帯数三名以上五名未満の場合

金 一五〇万円

世帯数三名未満の場合

金 一〇〇万円

3 第五条第二項の共済給付の額は、前項に定める金額とする。

(受給権)

第九条 第七条第一項及び第八条第一項、同第二項に基づく共済給付の受給権者は、地震等による被害の発生した時点における当該居住用建物の建物所有名義人とする。

2 前項の場合において、居住用建物の建物所有名義人と当該建物の居住者が異なる場合には（以下、このような居住者を「非所有居住者」という。）、第七条第一項第二号及び第八条第二項に基づく共済給付の受給権者は、地震等による被害が発生した時点における当該建物に居住する世帯の世帯主とする。

3 前項の場合において、居住用建物一つにつき非所有居住者世帯が二以上存在する場合にも、第七条第一項第二号の共済給付は非所有居住者世帯の一つにつき各々第八条第二項に定める金額とする。

4 第七条第一項第二号及び第八条第三項に基づく共済給付の受給権者は、地震等による被害が発生した時点における当該建物に居住する世帯の世帯主とする。

(給付金の請求)

第十条 第七条及び第八条に基づく共済給付金の請求は、前条で定める受給権者が、別に政令で定める書面により、市町村長に対して行なわなければならない。

2 前項の請求に際し、第十一条で定める共済掛金を滞納している場合には、市町村長は、第九条第二項に基づく請求の場合を除き、当該滞納分の共済掛金の全額の納付があるまで、受給権者からの共済給付金の請求を受理してはならない。

3 第七条及び第八条に基づく共済給付を受ける権利は、政府の定める判定基準に基づいて市町村長が裁定する。

4 政府は、前項の裁定に資するために、審議会の諮問に基づき前項の判定基準を定めな

ければならない。

5 第一項の請求は、その請求を困難とする特別の事情がない限り、地震等による当該被害が発生した日から二年以内に行なわなければならない。

(共済掛金の徴収)

第十一条 政府は、地震等被害住宅補償共済事業に要する費用にあてるため共済掛金を徴収する。

2 政府は、当該市町村に所在する建物に関する共済掛金の徴収権限を当該市町村長に委任する。

3 市町村長は、地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に定められた徴税吏員をして、共済掛金の徴収事務を行なわせることができる。

3 この法律で定める共済掛金の徴収方法等については、別に政令で定める。

4 政府は、市町村長による共済掛金の徴収に要する費用を政令の定めるところにより負担する。

(共済掛金の納付)

第十二条 建物所有名義人及び第五条第二項で定められた世帯主は、地震等被害住宅補償共済事業に要する費用にあてるため、当該建物の所在する市町村の市町村長に対し、政令で定める共済掛金を政令で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項の共済掛金の額は、地震等による被害の発生の危険性を地域別に考慮し、地域別の区分にしたがって政令で定めるものとする。

3 建物所有名義人が当該建物に居住していない場合には、当該建物所有名義人の申告に基づき、第一項で定める共済掛金の額の四分の一を減ずることができる。

4 第九条第三項の場合においては、建物所有名義人は、第一項で定められた共済掛金の四分の一の金額に非所有居住者世帯の数を乗じた金額を第一項の共済掛金に付加して納付しなければならない。

5 前項においては、当該建物に非所有居住者世帯が現に入居しているかどうかにかかわらず、当該建物の構造に基づき非所有居住者世帯の数を定めるものとする。

6 第九条第四項の場合においては、第五条第二項で定められた世帯主は、第一項で定め

られた共済掛金の四分の一の額を納付しなければならない。

(共済掛金の納付管理人)

第十三条 建物所有名義人は、共済掛金の納付義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、共済掛金の納付に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村内に居住する者のうちから納付管理者を定めることができる。但し、建物所有名義人が納付管理人を定めた場合、又は、納付管理人を変更した場合に、これを市町村長に申告しなければならない。

2 当該建物が共有物である場合には、当該建物の共有者が当該建物に居住する場合に限り、当該共有者は、その他の共有者の意思にかかわらず、市町村長にその旨を申告することによって前項の納付管理人になることができる。

3 前項の納付管理人は、第十条で定める当該建物の共済給付金の請求を行なうことができる。

(共済掛金の督促及び滞納処分)

第十四条 第十二条で定めた共済掛金の督促及び滞納処分に関しては、地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）第二節第三款の規定を準用する。

（審査請求及び再審査請求）

第十五条 この法律に基づく共済給付金の支給又は共済掛金の徴収に関する処分不服がある者は、都道府県知事に対し審査請求をし、その決定に不服がある者は、国土庁長官に対し再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は都道府県知事が審査請求を棄却したものとみなして、国土庁長官に対して再審査請求をすることができる。

3 共済給付金の支給に関する第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。